

◇浄化槽のおおまかな分類

- ・単独処理浄化槽：トイレの汚水のみ処理できる浄化槽のこと。台所やお風呂などの生活雑排水は処理されず放流されます。
- ・合併処理浄化槽：トイレ、台所、お風呂などの生活排水を処理できる浄化槽のこと。

◇浄化槽をご使用の方にお願ひ

浄化槽には「①保守点検」「②清掃」「③法定検査」を実施することが「浄化槽法」により義務付けられています。浄化槽は、微生物のはたらきを利用して汚水を浄化する設備です。浄化槽の適正な維持管理をお願いいたします。

① 保守点検

槽内装置の調整・修理、消毒剤の補充等を行う作業です。浄化槽の種類ごとに定められた回数の保守点検が必要です。家庭用の浄化槽では毎年3～4回の実施が必要です。

② 清掃

槽内にたまった汚泥等の引き出し及び機器類の洗浄、清掃を行う作業です。毎年1回（全ばっき方式の浄化槽ではおおむね6か月に1回以上）の実施が必要です。

③ 法定検査

保守点検、清掃が適切に実施され浄化槽の機能が正常に維持されているか確認するため、知事が指定した検査機関が行う水質検査です。毎年1回の実施が必要です。

指定検査機関：一般財団法人 三重県水質検査センター（☎：059-213-0707）

なお、下水道をご利用いただけない地域で合併処理浄化槽をお使いのお宅等においては、四日市市では「維持管理補助制度」をご利用いただけます。ただし法定検査結果が適正又はおおむね適正である等の補助金交付条件もございますので、詳細については生活排水課にお問い合わせいただくか本ホームページ内の「浄化槽ご利用案内」をご覧ください。

◇単独処理浄化槽や汲み取り便所をご使用の方にお願ひ

単独処理浄化槽や汲み取り便所をお使いのお宅は、風呂や台所などの生活雑排水が処理されずそのまま公共水域に流れています。全ての汚水を浄化できる**合併処理浄化槽**に転換していただきますようお願いいたします。

なお、下水道事業計画区域外又は下水道施工予定年度まで7年以上かかる区域のお宅等においては、合

併処理浄化槽に転換していただく場合に「設置補助制度」をご利用いただけます。ただし補助金交付条件もございますので、詳細については生活排水課にお問い合わせいただくか本ホームページ内の「浄化槽ご利用案内」をご覧ください。

担当：上下水道局 生活排水課 浄化槽指導係

☎：059-354-8402